

MFJ公認・承認 特別規則書

●主催 十勝スピードウェイクラブ(TOSC)



公示

十勝ロードレース選手権シリーズは、財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)の公認・承認の基国際モーターサイクリスト連盟(FIM)の定める国際スポーツ憲章とその付則に準拠した、MFJ国内競技規則とその付則並びに本大会特別規則に従って開催される

第1条 大会名称

2012年十勝ロードレース選手権シリーズ第1戦～第4戦
2012年十勝オープンロードレース第1戦～第4戦(承認競技会)
2012年Sunday(Enjoy)レース 第1戦～第4戦+特別戦

第2条 主催者

十勝スピードウェイクラブ(TOSC)
所在地 〒089-1573 北海道河西郡更別村字弘和477番地
TEL. 0155(52)3910

第3条 大会審査委員会 公式通知又は公式プログラムに示す。

第4条 大会組織

大会組織委員長 亀井 誠志郎
競技監督 柚原 かおり
大会事務局長 村岡 克己
その他大会役員及び競技執行役員は公式通知又は公式プログラムに示す。

第5条 開催地

十勝インターナショナルスピードウェイ(TIS)
クラブマンコース右回り 3.4km

第6条 開催日・参加申込期間・開催クラス・周回数(完走周回数)

	開催日	参加申込期間	公認競技会		承認競技会		
			ST600	Open Street1000	Sunday (Enjoy)	Street250 Enjoy250 CBR250R	Enjoy250のみ混走
第1戦	5月20日	5月6～13日	12(10)	12(10)	8(7)		
第2戦	6月24日	6月10～17日	12(10)	12(10)		8(7)	
第3戦	8月19日	8月5～12日	12(10)	12(10)	8(7)		
第4戦	9月30日	9月16～23日	12(10)	12(10)	8(7)	8(7)	
特別戦	10月14日	9月30～10/7		Enjoy4H耐久			1H耐久

- 各クラスともMFJ国際・国内及びフレッシュマンライセンスで参加できる。ジュニアライセンスは、Street250/Enjoy250/ CBR250R まで参加可能
- Sunday(Enjoy)クラスは、国際ライセンス保持者は参加付加とする
- 参加台数が少ない場合、混走レースとする場合がある。混走レースが行なわれた場合の賞典は、クラス毎に行なわれる。

第7条 参加申し込み

1. 参加資格

(1)ライダー

当該年度有効なMFJロードレース競技ライセンスの所持者とする。但し、全クラスとも、満20歳未満のライダーは、参加申込書の誓約書に親権者(署名・実印捺印とその印鑑証明を必要とする)。

b)ライダーの装備は、MFJ公認のヘルメット、レーシングスーツ(皮ツナギ)を着用すること。レーシングスーツの裏側「左胸の前」には氏名と血液型を明記すること。ヘルメットリムーバー、背椎パッド、チェストガードの装着を義務付ける

(2)ピットクルー

当該年度有効なMFJピットクルーライセンスの所持者。ライダー1名につき、名以上2名迄とする。

但し、承認競技会の場合、ピットクルーライセンス保持者が望ましいが、ライセンスを所持していないものは、運転免許証の携帯を義務付ける。

- *要員不足の場合は、参加できない。
- *必要な1名のピットクルーは、同一カテゴリーのライダーが兼ねることはできない。

開催日程

第1戦	5月20日(日)
第2戦	6月24日(日)
第3戦	8月19日(日)
第4戦	9月30日(日)
特別戦	10月14日(日)

2 申込方法

①各大会毎の参加申込期間に所定の申込書に記入の上、参加料を現金書留で郵送すること。

②初日消印有効。電話・ファックスによる参加申込は受付ない。

3. 参加料

ST600、Open、Street1000 15,000円
Street250、Enjoy250、CBR250R、Sunday(Enjoy) 12,000円
耐久レースは別途定める

4 申込先

十勝スピードウェイクラブ(TOSC)・ロードレース事務局
〒089-1573 北海道河西郡更別村字弘和477番地
TEL. 0155(52)3910 FAX. 0155(53)3366

5 参加受理

①参加申込締切後、正式に受理されたものに対し参加受理書の代わりにHPにエントリーリストを掲載する。

②主催者は参加者に対して、理由をあかさすことなく参加を拒否することができる。この場合、拒否の通知と共に手数料1,000円を差し引いた参加料を返金する。

③参加を取り消す申込者には、参加料は返却されない。

6. 参加定員

①競技運営・タイムスケジュール等の都合上、参加定員を定める事がある。この場合、参加受付の優先順位は申込順とする。

②クラスの申込台数が5台未満の場合、そのクラスのレースを中止することがある。

第8条 ゼッケンナンバー

- ゼッケンナンバーは各大会毎に主催者が指定し参加受理書に記載される。
- 国内競技規則に示す書体で書かれていること。
- 公式車検で合格した場合であっても、走行中にコース員・計時員が判読しづらいと判断した場合は修正しなければならない
- ①ST600、Street1000:ゼッケンプレート白&ゼッケン黒文字
②Open:ゼッケンプレート白又は黄色&ゼッケン黒文字
③Sunday(Enjoy)、Street250:ゼッケンプレート白&ゼッケン黒文字
④CBR250R:ゼッケンプレート白&ゼッケン赤文字()

第9条 タイムスケジュール

公式通知に示す。

第10条 公式通知

- 本規則に記載されていない競技運営に関する実施詳細・指示事項及びプログラムの変更等は、公式通知によって示される。
- 公示方法は、次の通りである。
 - 参加受付終了後に参加者へ郵送する。
 - 次会本部にて貼りだす。

第11条 ライダー・ピットクルーの変更

- 参加受理後のライダーの変更は認めない。
- ピットクルーの変更は参加確認の際、手数料1,000円添えて行なうこと。ピットクルーの追加は認めない。

第12条 車両変更

国内競技規則第3章付則4-12『出場車両の変更』による。

第13条 レースの短縮

天候その他の理由により当初のレース距離又は時間を消化できない場合
大会審査委員会の承認を得てレース距離又は時間を短縮する。

1. 短縮されるレース距離(時間)は、当初のレース距離(時間)の2/3以上とする
2. 一度短縮した後に更に短縮せざるを得ない場合、次に短縮されるレース距離(時間)は先に短縮したレース距離(時間)の2/3以上とする。
3. 1又は2の条件が満たされている場合、選手権ポイントは全て与えられるものとする。
4. レース距離又は時間の短縮は、2度迄とする。

第14条 競技会の延期、中止

1. 大会は、原則として本規則に発表し日程から変更又は延期されることはない。
2. 主催者は天候その他やむを得ない理由により、大会審査委員会の承認を得て競技会を中止する場合がある。
3. レース又は大会が参加申込後に中止された場合、4の条件に従い参加者が支払った参加料は返却されるが、一切の損害賠償などを主催者に請求することはできない。
4. 競技会の中止と出場料等の返却は、次表の通りとする。

事例	出場料	備考
予選が行われず中止	返却	
予選グリッド発表後中止	決勝進出者のみ返却	ウエイティングライダーには返却しない
決勝レーススタート合図が行われた後中止	返却しない	

* 競技会の成立・不成立は、開催クラス単位で判断する。

第15条 競技期間中の遵守事項

1. 全ての参加者は放言を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保つこと。
2. 大会期間中は競技役員の指示に従うこと。
3. 参加者は薬品等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
4. 参加者は招待したゲストについて責任を負うものとする。
5. ピットクルーが作業を行なう時は、クレデンシャルカードとピットクルーライセンスを見やすいところへ付けておくこと。
6. クレデンシャルカード・ピットクルーライセンスの不正使用(貸し借り)及び不正入場が発見された場合入場料の支払い命令及びライダーに対しては、失格迄の罰則が適用される。
7. ピットクルーは、安全上作業にふさわしい服装であること。
8. 主催者・大会役員・競技役員・大会審査委員会及び他の参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

第16条 パドック・ウォーミングアップ

1. パドック使用に関する指示事項は、公式通知に示す。
2. パドック内の競技車両の乗車移動(エンジン走行・惰力共)は原則として禁止とし、手押しにて移動のこと。
3. パドック内のスクーターの使用は、極力止めてください。
4. ウォーミングアップは、指定された場所でのみ行うこと。
5. これらについて競技役員の指示に従わない場合、退場迄の罰則が適用される。*盗難には十分に注意して下さい。

第17条 自動計測装着(トランスポンダー)

1. 参加車両は、自動計測装置(トランスポンダー)の搭載が義務付けられるホルダー購入希望の方は、参加確認場所にて販売致します。
(購入価格:1,000円/1個)
2. トランスポンダーは参加確認後、パドックビル1階大会事務局において配付致します。公式予選選に車両に搭載しておくこと
3. トランスポンダーは、決勝レース終了後(決勝レース不出走者は予選終了後、入賞者は車両保管解除後)大会事務局に返還すること
4. トランスポンダー返却時に破損していた場合は、最高9万円の修理代金を請求する場合がある

第18条 公式車両検査

1. 国内競技規則第3章付則4第13『車両の検査』に基づき、参加する全ての車両は、タイムスケジュールに示される時間内に車検場において公式車両検査を受けなければならない。
2. 公式車両検査に立ち合える人数、1車両につきライダーを含む3名迄とする。ライダーの立会いを義務付けとする。
3. ストリームライニング装着車両は、事前にアンダーカウルを取外し車両と共に車検場へ持参すること。
4. 公式車両検査の際、同時に音量測定を行う。
サイレンサー(消音装置)は、車両保管終了時迄その機能を保持しなければならない。

第19条 燃料

1. 競技で使用するガソリンは、一般ガソリンスタンドで市販されているハイオクガソリンであること。
2. 上位入賞車輛はレース終了後の最車検時に、燃料検査を実施する場合がある。レース参加者は、技術委員から指示があった場合は、燃料タンク内からのサンプルを提出しなければならない。
またオイルを混入した場合は、購入したオイルも添えて提出すること

第20条 公式シグナル

国内競技規則第3章付則4第4『公式シグナル』を基本とする

第21条 ピット

1. ピットロードは、コース側より走行レーン・コリドール(黄色線/停車・走行禁止)・ワーキングレーン(作業エリア)に区分される。
走行レーンとワーキングレーンの間にある黄色線で囲まれたコリドールは、ピットクルー・競技役員のみ立ち入ることができる。
ワーキングレーンで作業を行う時は、ピット寄りのコンクリート上で行うこと。
走行時間内におけるピットガレージ内での作業は禁止され、ピットガレージ内に進入した場合は、予選では走行終了、決勝ではリタイヤしたものとみなす。
2. ピットは入替え制とし、走行する時間帯のクラスの使用が優先される。
ピットが割り当てられている時は、それに従わなければならない。
3. ピットインする場合は、最終コーナー手前より後続車に合図を送りながらコース右側を走行すること。
4. ピットロードではピットインする車両が優先され、ピットアウトする車両はそれを妨げてはならない。
5. ピットロードへ進入した場合は、必ず自己のピットに停車しなくてはならない。
6. ピットクルー(サインマン)がワーキングレーンからプラットホームヘレーン横断する場合は、通過する車両に十分注意すること(車両の通過が優先される。)
7. プラットホームとワーキングレーンの間(コリドール)に立ち止まり続けることは禁止される。
8. ピットインの際は、自己ピットの近くのコリドールを横切り、作業エリアに進入すること。
9. ピットアウトの際は、走行レーンへ出てから加速すること。
10. ピットロード出口にある信号灯が緑色点灯している時のみコースインすることができる。コースインする時は、トラックを走行する車両に注意して合流し、原則として第1コーナー出口迄はコース右側、ピットアウトホワイトラインの内側を走行すること
11. ピットはコントロールラインの後方にあるためピットインした場合、ピットアウトしてコントロールラインを横切らなければ周回数はカウントされない。
12. ピットロードの逆走は、禁止される
但し、ピットロード入口を通過後にマシントラブルが発生した場合ピットロード出口の競技役員の許可及び指示に従って、エンジン停止後逆向きで自己のピット迄押し戻すことができる。この際走行レーンを通らないこと
13. ピットロード出口にある信号灯は、コース閉鎖・競技中断、及び競技終了(チェッカー旗表示時点)の際は赤色が点燈されコースインは禁止される。
14. ピットエンドにおけるタイヤチェックの手順は、次の通りとする。
 - ①ピット出口の走行レーン中央に立つ黄旗を持った競技役員の手前に車両を停車させる。
 - ②タイヤチェック終了後、競技役員の合図に従ってコースインすることができる。
15. ピットロードにおけるスタート練習は、厳禁とする。
これに違反した場合は、レース除外までの罰則が適用される。但し、サイティングラップのコースイン時に限り、ピット出口(レスキューガレージ前)の走行レーンの妨げにならない場所において行うことができる。この際、走行レーンよりコースインしようとするライダーを妨げないこと。
16. ピットロードの速度制限は 60Km/hとする。

第22条 ブリーフィング

1. タイムスケジュールに示す時間に、パドックビル2階のブリーフィングルームにおいて行う。
2. 必ずライダー本人が参加すること。
やむを得ない理由でライダー自身が参加できない場合、代理人を立てることができるが他のチーム又はライダーの掛持ちはできない
3. ブリーフィングを欠席・遅刻した場合、失格迄の罰則を適用する。

第23条 公式予選

1. 予選方法

- (1)国内競技規則第3章付則4第15『公式予選』による。
 - (2)公式予選はタイムトライアル方式で行なう。
- ### 2. 義務周回数
- は3周とする。
- ### 3. 予選通過基準タイム
- (1)そのクラスのトップタイムに20%を加えたものとする。
 - (2)予選が複数組によって行なわれそれぞれの走行条件が不均衡と判断された場合は、各組のトップタイムの20%を加えたものとする。
- ### 4. 決勝出場台数
- は40台。
- ### 5. スタートグリッド
- は、3-3-3-...とし、ポールポジションは最前列進行方向に向かって左側とする。
- ### 6. 決勝参加台数がグリッド数に満たない場合、エントラント又は主催者の申請に基づき、タイム計測ができなかったライダー・予選通過基準タイムに満たないライダーでも過去の実績をもとに、大会審査委員会の承認をえることによりグリッド後方より出走することができる。但し、走行続行が危険と判定された場合は、直ちにレース除外されるものとする

第24条 ウェイティング・ライダー

- ウェイティングを希望するライダーは、各クラスの予選結果発表後30分以内に出走嘆願書を提出すること。
- ウェイティングできるライダーは出走嘆願書提出者の内上位3名迄とする。
- ウェイティングを希望する者は、決勝進出者同様、音量測定を受け、プリーフィングに出席し、出走前点検を受けていなければならない。
- 大会審査委員会が承認したグリッド発表後、ウェイティングライダーの繰り上げ出場は認められない。

第25条 スタート前チェック

- タイムスケジュールに示す時間内に、スタート前チェックを受けること。
- スタート前チェックを受けないライダーは、リタイヤとみなす。
- スタート前チェックに不合格になった場合でも時間内であれば、再度検査を受けることができる。
- スタート前チェックに合格した車両であっても、出走待機場所より車両を持ち出した場合は、当該クラスのスタート前チェックの時間内に再度検査を受けなければならない。コースオープンの5分後又は全車コースインの後にピット出口は閉鎖される。

第26条 スタート手順

- 国内競技規則第3章付則4第17『スタート方法』による。
 - (1)スタート約30分前
ライダーは、スタート前チェックを受けマシンと共にウェイティングエリアに待機する。
 - (2)スタート15分前
サイティングラップのコースインが開始となる。
 - (3)スタート10分前
ピットロード出口は、閉鎖される。サイティングラップに参加しなかったライダーは、ウォームアップラップ開始5分前に競技役員の手指示に従って押しグリッドへ付くことができる。
グリッドについて車両に対して修理等の作業、給油は禁止される。但し、調整・タイヤウォーマー(余熱)及びタイヤ交換は、ウォームアップラップ開始3分前迄行うことができる。さらに調整を行うことを希望するライダーは、マシンをピットレーン迄押してゆき、そこで調整を行うことができる。この場合当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始する
 - (4)ウォームアップラップ開始5分前
5分前ボードの表示。
 - (5)ウォームアップラップ開始3分前
3分前ボードの表示。
ライダー1名につき1名のメカニック、主催者の認めた報道クルー及び競技役員以外は、グリッドより退去
 - (6)ウォームアップラップ開始1分前
1分前ボードの表示。
エンジン始動。押し掛けを援助するメカニック及び競技役員以外は、グリッドより退去。押し掛けを援助したメカニックは、すみやかにグリッドから退去すること。ウォームアップラップ30秒前にエンジンが始動しない場合、車両をピットレーンへ移動しそこで再度試みることができる
 - (7)ウォームアップラップ30秒前
30秒前ボードの表示。
エンジンを始動したライダーは、所定のグリッドへ車両を戻す。

(8)ウォームアップラップ開始

ウォームアップラップの開始示すためにイエローライトが点灯される。ライダーは各列ごとに役員の手指示に従って1周のウォームアップラップを行う。グリッドに付かなかったライダー・ピットレーンにおいてエンジンを始動したライダーは、グリッドからスタートした集団がピットロード出口を通過後にピット出口の信号機の緑色点灯を合図にウォームアップラップに参加できる。ウォームアップラップを終えたライダーは、エンジンを始動したままフロントホイールをグリッドポジションを示すラインに合わせ停車する。グリッド前方コースの中央に赤旗を持った競技役員が立つ。ウォームアップラップ中にトラブル等でレーシングスピードが維持できない場合、走行が継続できる場合でもピットイン、修理・点検をしなければレースに復帰することは許されない。この場合はピットスタートとする。グリッドでエンジンをストールさせた、またはその他のトラブルに見舞われたライダーは、車輛にまたがったままの状態を腕を上げ、競技役員の手指示に従わなければならない。その方法によって意図的にレースのスタートを遅らせることは許されない。

(9)スタート

グリッド前方の赤旗を持つ競技役員がコースより退去した時点でレッドライトが点灯され、2~5秒後に**レッドライトが消灯され**、レースがスタートする。ジャンプスタートしたライダーに対しては、「30秒タイム加算」もしくは「ストップ&ゴー」のペナルティが与えられる。
「ストップ&ゴー」ペナルティの場合、「STOP」の文字と車輛ナンバーを付けたボードがコントロールラインで提示される。

(10)スタートディレイド

- ①ウォームアップラップにおいてトラックにおける原因でスタートできない場合
- ②グリッドにおける原因でスタートできない場合
- ③①②共にフラッグタワーにおいて黄色の点滅ランプとスタートディレイド及びエンジンストップボードを提示する。レース周回数は1周減算される。原則として①の場合ウォームアップラップ開始3分前から、②の場合ウォームアップラップ開始1分前からやり直される。また②の場合、その原因を作ったライダーは、最後尾スタートのペナルティが科せられる。

- スタート進行において、ライダー又はピットクルーに反則行為があった場合は、そのライダーに対して失格迄の罰則が適用される。
- スタート進行スケジュールは、レース当日の天候、路面状況などにより変更される場合がある。その場合はライダーズミーティング・場内放送などにて全エントラントに通知される

第27条 反則スタート

- スタート合図以前に、停止位置から車両が前進した場合とし、**審査委員会の同意を得た上で競技監督の決定により**、下記のいずれかのペナルティが科せられる。
 - (1)ジャンプスタートに対する罰則は、「競技結果に30秒の加算」、もしくは「ストップ&ゴー」ペナルティが与えられる
 - (2)「ストップ&ゴー」ペナルティの場合、当該ライダーには、「STOPの文字」と「車輛ナンバー」を付けたボードを、コントロールライン付近にて3周の間表示する。この指示に従わない場合は、失格とする。
- スタート進行に伴う、ライダー及びピットクルーの義務・指示違反は反則スタートとみなされる。
- ペナルティは当該ライダーのピットクルーに直ちに通告される。判定に対する講義は一切受け付けられない

第28条 レース

- 公式シグナル(合図旗)を見落としたり無視した場合は、失格迄の罰則が適用される。
- 逆走及び規定外走路走行を行った場合は、失格迄の罰則が適用される
- 競技監督の判断で、走行続行が危険と思われる車両及びスポーツマン精神に反するライダーは、レースより除外することができる。
- マシントラブル等によりレーシングスピード以下の速度で走行する場合は、他のライダーに迷惑が掛からぬようレコードラインを外すこと
- 車両よりオイル漏れ等が発生した場合、後続車両への影響を考慮して速やかに安全な位置に車両を停車させること。また再スタートをしようとする時は、競技役員の確認を必要とする。
これに違反した場合、罰金10,000円以上の罰金が課せられる
- 車両トラブル又は事故等でコースに車両を止める場合、安全な位置へ停車すること。車両を押しグリッドへ戻る時は、後続車両に注意しながらコース右側を進むこと。競技役員より指示のある場合、それに従うこと。
- 転倒後再スタートする時は、タイヤ・カウル内に泥・小石等が付着している場合が考えられるので、すぐにレコードラインに乗らず一時コースの端を走行してからレースに復帰すること。
- コース途中でリタイヤする場合、安全な位置に移動する迄ヘルメット着用のこと。
- ゴールライン通過の際、ライダーはマシンと離れた状態であってはならない。

第29条 ウェットレース

コースの一部又は全部がウェットコンディションの場合、ウェットレースが宣言され原則としてスタートしたのち天候による赤旗中断は行なわない。

第30条 レースの中断

1. 競技監督が安全上の理由によりレース競技の続行が不可能と判断した場合、赤旗又はフルコースコーション(ペースカー導入)のいずれかの方法によりレース競技を中断することができる。
2. フルコースコーションは国内競技規則付帯3第21条「レースの一時停止」2)による。

第31条 レースの再スタート

1. 基準としては国内競技規則第3章付則4第24『赤旗中断されたレースの再スタート』によるが、十勝ロードレースの独自解釈として以下のとおり手順で行われる
 - 1-1 赤旗中断が、走行中のライダー全員が、スタート後3周終了していない場合は、最初からやり直し。
 - 1-2 走行中のライダー全員が3周以上7周以下の場合、残り周回数で第2レース再スタートが可能である。その場合、第2レースのスタートグリッドは「第1レースの結果」とし、最終順位は第2レースの合算周回数順となり、同一周回数の場合は、第2レース結果が最終結果となる。
* 8周以下の周回数によるレースの場合は、このルールは適用しない
 - 1-3 走行中のライダー全員が、8周以上(8周レースの場合は6周以上)を終了している場合は、その時点でレース終了となる。
 - 1-4 上記「走行中のライダー」とは、トップ車両から(転倒・車両トラブル・ピットインなどで)著しく遅れることなく走行しているライダーのことを示す。トップ車両との速度差が要因の周回遅れのライダーは「走行中ライダー」とみなす。
 - 1-5 上記1-1&1-2の場合、赤旗提示より30分以内(なるべく早く)に第2レースがスタートできるように準備が進められ、競技監督より「ウォームアップラップ5分前ボード」提示時間が発表される。
第1レース終了後ピットに帰ってきた車両は、第2レースに備え車両メンテナンス&給油が出来るが、ウォームアップラップ5分前ボード提示時間には、指定されたグリッドに車両がついていなければならない。
グリッドに着く方法は、全車両を押しつけてグリッドに着く。
5分前のサインが出た後グリッドに着いていない車両は、ピットスタートとなる。よって車両メンテナンス&給油時間は、そのときの状況によって変わる可能性がある。
なおこのとき、十勝特別ルールとして、●車両の変更は不可、●タイヤ交換は、天候状況の急変による赤旗中断など競技監督が許可した場合を除き、禁止とする。
2. 天候上の理由によるレースの中断は1度のみとする。
3. 事故発生に伴うレース中断の場合、ライダーの安全確保の観点より大会審査委員会の決定により中断の時点に関係なく再スタートが行なわれない場合がある。

第32条 レースの終了

レースの終了は、先頭のライダーがチェッカー旗を受けてから3分を経過した時とする。

第33条 順位の決定

国内競技規則第3章付則4第27『優勝者、順位、完走者および得点(ポイント)』による。

第34条 入賞者の車両保管・再検査

国内競技規則第3章付則4-28『レース終了後の車両保管と再検査』による

第35条 表彰式及び賞典

1. レース終了後、直ちに暫定表彰式を行う。当該ライダーは、ピットイン後直ちに車両を、表彰台下に停止し、暫定表彰式に出席すること。
なお正式表彰式は行なわず正式結果発表後、大会事務局において賞典を授与する。入賞者はMFJ競技ライセンス(身分を証明できる物)を持参の上、賞典を取りに来ること。
2. 賞典
1~6位に対しトロフィー並びに副賞が贈られる。
但し、参加台数が10台以下の場合、下記の通り賞典を制限する。
2台/1位のみ、3~5台/2位まで、6~7台/3位まで、8~10台/4位まで

第36条 抗議及び控訴権

国内競技規則第3章29条並びに第3章付則4-30『抗議』、及び第3章30条『控訴権』による

第37条 罰則

国内競技規則第3章付則4-31『違反に対する罰則』による。

第38条 主催者の権限

1. 本規則第7条5-②に示す参加の拒否
2. 競技監督が必要と判断した場合、ライダーに対し大会医師及び指定医師による健康診断を要求し競技出場の可否を決定することができる
3. 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
4. 全ての参加者・ライダー・ピットクルー及び競技車両の音声・写真映像など報道・放送・出版に関する権限を有し、この権限を第三者が行行使することを許可できる

第39条 本特別競技規則の解釈

本規則・公式通知及び諸規則の解釈について疑義ある場合、参加者は文章によって質疑申し立てができる質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される

第40条 損害の補償

1. 参加者は、参加車両及びその附属品が破損した場合、理由の如何を問わずその責任は参加者が負わなければならない
2. 参加者・ライダー・ピットクルーは、主催者・大会役員・競技役員及び係員が損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。
すなわち大会役員・競技役員及び係員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその役務遂行によって起きた参加者・ライダー・ピットクルーの負傷・死亡及び車両の損害に対して、主催者・大会役員・競技役員及び係員は、補償責任を負わないものとする。

第41条 本特別競技規則の施行

本規則、各大会の参加申込受付開始と同時に有効となる

大会事務局長
村岡克己

付則1 十勝ロードレース選手権シリーズ/十勝オープンロードレース規定

第1条 対象ライダー

開催される ST600クラス、Open クラス及びStreet1000クラスに参加する全てのライダーを対象とする。
Sundayクラス、Street250クラスに関しては、シリーズポイントの対象にならない。

第2条 十勝ロードレース選手権シリーズ得点基準・順位の決定

1. 次の通り、十勝選手権シリーズポイントが与えられる

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

但し参加台数により、下記の通りポイント対象者を制限する

20台以上	10位まで	8~10台	5位まで
18~19台	9位まで	6~7台	4位まで
16~17台	8位まで	3~5台	3位まで
14~15台	7位まで	2台	2位まで
11~13台	6位まで	2台未満	不成立

- * MFJライセンスの昇格ポイントは国内競技規則第3章付則1-3『MFJライセンス昇格・降格関する規則』による。注(十勝ロードレース選手権ST600のみ対象)
2. 本シリーズポイントの合計により、最高得点者をその年のチャンピオンと認定する。
3. 同一得点の場合は、次に示される条件による。
 - (1) 取得した得点上位の数が多い者を上位とする。
 - (2) 1が同等の場合は、最終戦の順位によって決定する。
 - (3) 2でも決定できない場合は主催者により決定される。

第3条 ゼッケンナンバー

●ST600は単独レースのため No1~No99の中から選択

●Open / Street1000 は混走レースを行うため

下記参加カテゴリー別ナンバーの中から選択してください

- ①Openクラス No 1~No50
- ②Street1000クラス No51~No99

●Sunday、Street250クラスは No1~No99の中から選択

*但し以上以外の登録をする場合は事前に大会事務局に届け出ること

ゼッケンプレート白 & ゼッケン黒文字 (ST600 & Street1000/250 & Sunday)
ゼッケンプレート白 or 黄色 & ゼッケン黒文字 (Open)
ゼッケンプレート白 & ゼッケン赤文字 (CBR250Rcup)

第4条 十勝ロードレース選手権シリーズの成立

本シリーズは、各クラスの開催回数が3戦以上開催された場合、選手権の成立とみなす

第5条 十勝ロードレース選手権シリーズ賞

本規定に基づき決定された本シリーズ順位の各クラス1~3位のライダーに対し、その栄誉を称え認定証が贈られる。
なお、シリーズ表彰は認定証の発送をもって授与する。

大会組織委員会